

入学前の市外からの転入について

1 就学時健康診断について（小学校のみ）

（1）8月までに転入する場合

9月上旬に健康診断通知書（はがき）を送付しますので、岐阜市の小学校で健康診断を受けてください。

（2）9月～10月中旬までに転入する場合

健康診断通知書（はがき）を随時送付しますが、転入先小学校の健康診断の日時が過ぎている場合は、これから実施が予定される他地区の小学校で受診してください。その際は、住所地の小学校と健康診断を受けたい小学校へ連絡してください。

転入前市区町村で受診済みの場合は、岐阜市での受診は不要なため、受診した小学校等へ岐阜市への転入連絡をしてください。

岐阜市での健康診断は終了していて、転入前市区町村で受診していない場合は、転入先の小学校へ連絡し、学校医を巡回して受診してください。巡回受診に係る費用の負担はありません。

（3）10月下旬以降に転入する場合

岐阜市での健康診断は終了しているため、転入前市区町村で健康診断を受けていただき、受診した小学校等へ岐阜市への転入連絡をしてください。

転入前市区町村で受診していない場合は、転入先の小学校へ連絡し、学校医を巡回して受診してください。巡回受診に係る費用の負担はありません。

2 入学案内について

（1）1月までに転入する場合

2月初旬頃に入学通知書（はがき）を送付しますので、入学式の日以小中学校へ提出してください。

小中学校より入学説明会等の案内が送付されることがあります。

（2）2月以降に転入する場合

入学通知書（はがき）を随時送付しますので、入学式の日以小中学校へ提出してください。転入が春休み期間中で入学式まで間がない場合は、転入手続きの際、市民課または各事務所で「住民異動届」の写しを発行してもらい、学校安全支援課へご提出いただくと、その場で入学通知書をお渡しします。

転入前であっても転入先が確定している場合は、転入先の小中学校へ入学予定であることを連絡してください（クラス編成等の準備のため）。

入学説明会への参加は転入前でも可能なため、希望があれば転入先の小中学校へ連絡してください。

※岐阜市立以外の小中学校へ入学する場合は、その小中学校へ入学することがわかる書類（入学承諾書等の写し）を学校安全支援課へ提出してください。